

## 浜松市公共下水道に係る供用開始等の基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第9条第1項の規定による公共下水道の供用の開始(以下「供用開始」という。)及び同条第2項の規定による下水の処理の開始(以下「処理開始」という。)に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この基準における用語の意義は、次に掲げるもののほか、法の定めるところによる。

- (1) 下水道本管 下水を排除するために設けられる排水管、排水きよその他の排水施設(取付管及びかんがい排水施設を除く。)のうち公共下水道に係るものをいう。
- (2) 宅内排水設備 土地の所有者、使用者又は占有者(以下「所有者等」という。)が設ける浜松市下水道条例(昭和37年浜松市条例第21号)第2条第3号に規定する排水設備をいう。
- (3) 取付管 下水道本管と宅内排水設備とを接続するための管きよをいう。
- (4) 宅地化 汚水の排除が見込まれない土地を、工作物の建築等により汚水の排除が見込まれる土地に変更することをいう。
- (5) 下水道整備区域 予定処理区域のうち次条第1項に規定する状態にある土地の区域をいう。

### (供用開始に関する基準)

第3条 供用開始は、土地の所有者等がその土地に係る宅内排水設備を設置することが可能な程度にまで下水道本管の設置が完了したと認められる状態にある土地の区域について行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる土地(原則として当該土地に係る取付管が設置されていないものに限る。)の区域については、供用開始はしないものとする。

(1) 次に掲げる土地(他の土地との均衡、汚水の排除の可能性等を考慮して供用開始をすることが適当と認められるものを除く。)

ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第3項の市街化調整区域内(以下「市街化調整区域」という。)に存する宅地以外の土地(行政庁の許認可等により宅地化に係る行為の制限が解除されているもの並びに供用開始をしたならば、同法第34条第11号に該当するとして同法第29条第1項又は第2項の許可を受けることが明らかなもの及び都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第3号口に該当するとして同法第43条第1項の許可を受けることが明らかなものを除く。)

イ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1

号に規定する農用区域内又は市街化調整区域内に存する農業用施設（同法第3条第3号又は第4号に規定する施設をいう。）の用に供する宅地

ウ 都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区の区域内に存する土地（同号に掲げる生産緑地地区の区域が土地の一部のみである場合にあっては当該土地の一部に限る。以下この号において同じ。）ただし、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定により宅地化に係る行為の許可を受けている土地、同法第14条の規定により生産緑地地区の区域内における行為の制限が解除されている土地及び同法第8条第1項ただし書又は同条第9項の規定により宅地化をし、又はすることが明らかな土地を除く。

エ その他法令（条例を含む。以下同じ。）の規定に基づく宅地化に係る行為の制限（その解除に行政庁の許認可等を要するものに限る。）により宅地化ができない土地（当該宅地化に係る行為の制限が土地の一部のみである場合にあっては、当該土地の一部に限る。）

(2) 一部のみが下水道整備区域に含まれる土地であって、土地の所有者等が当該下水道整備区域以外の部分が下水道整備区域となった場合にそれに係る取付管の設置を希望する旨の意思表示（合理性があると認められる場合に限る。）をしているもの

(3) その他下水を排除すべき区域として適当と認められない土地

3 前2項の該当性の判断は、一画地の土地ごとに行うものとする。この場合において、一画地は、原則として、登記簿に登記された1筆の土地（前項第1号ウ本文括弧書又は同号エ括弧書の規定により土地が区分される場合にあっては、当該区分された各部分。以下この項において同じ。）によるものとする。ただし、次に掲げる場合（その利用状況等が法令に違反していない場合に限る。）においては、その一体をなしている部分の土地ごとを一画地とする。

(1) 一部のみが下水道整備区域に含まれる土地について、その形状、利用状況等からみて、一体をなしていると認められる部分に区分する必要がある場合

(2) ア又はイの宅地とイ又はウの宅地が隣接する場合において、それら宅地について、所有者等が同一であり、形状、利用状況等からみて、一体をなしていると認められ、かつ、それらの全部又は一部を合わせる必要があるとき

ア 全部が下水道整備区域に含まれる宅地

イ 一部のみが下水道整備区域に含まれる宅地

ウ 全部が下水道整備区域に含まれない宅地

(3) 前号に掲げるもののほか、隣接する2筆以上の土地について、所有者等が同一であり、それらの形状、利用状況等からみて、一体をなしていると認められ、かつ、それらの全部又は一部を合わせないで前2項の該当性を判断することが著しく衡平を欠くと認められる場合

（処理開始に関する基準）

第4条 前条の規定は、処理開始について準用する。

(細目)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、水道事業及び下水道事業管理者が定める。

#### 附 則

- 1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、この基準の施行の日以後にされる供用開始及び処理開始について適用し、この基準の施行の際現にされている供用開始及び処理開始については、それらを変更する場合を除き、なお従前の例による。